平成２２年（フ）第８１号
兵庫県淡路市育波339番地１
債務者　濱西　陸男
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８３号
兵庫県洲本市千草庚69番地
債務者　不動　秀子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８４号
兵庫県洲本市物部３丁目７番18号　未央ビル203号
債務者　中島　裕子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３２号
高知市大津乙276番地　セジュールセントレ103
債務者　益岡　圭輔
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９１号
高知市大津乙276番地　セジュールセントレ103
債務者　益岡　麻琴
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３３号
高知県香美市土佐山田町433番地８
債務者　大石　信吾
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３７号
高知県土佐市浅井1413番地
債務者　戸田　留美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４２号
高知県南国市篠原932番地１　レオパレスフレグラント101号
債務者　小松　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４４号
高知市南はりまや町２丁目13番10号
債務者　石橋由香子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５１号
高知市竹島町85番地35　たけしま荘２階６号室、住民票上の住所高知県高岡郡四万十町興津2100番地43
債務者　立石　達也
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５６号
高知市一ツ橋町２丁目27番地２　パームビル３Ｆ西
債務者　河渕　川佐
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５９号
高知市鴨部高町139番地　ミタニマンション101
債務者　大﨑　賢二
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６２号
高知市一宮しなね１丁目12番24号　岡ノ堂ハイツ301号
債務者　氏原　浩文
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７７号
高知市比島町２丁目10番45―515号　ライオンズヒルズ高知
債務者　笠原　益男
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６０号
大分県別府市大字鶴見4548番地の266　県営扇山第２住宅１Ａ―１―１号
債務者　北島　光子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５０８号
大分市大字勢家855番地の７川上ビル204
債務者　佐藤たか子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５１０号
大分市新町３番16号新町クレセントビル205
債務者　平野　　司
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係